

第3章 まちづくりで環境に配慮する

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

大規模なまちづくりの計画を立案したり事業を実施するときに、あらかじめ、その計画の推進や事業の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を計画や事業計画に反映させて、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続きが、環境影響評価（環境アセスメント）制度です。

平成9年6月に「環境影響評価法」が成立し、平成11年6月に施行されました。一方、東京都は、昭和55年から「東京都環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントを実施しています。

平成14年7月には、東京都は環境影響評価条例を改正し、全国に先がけて、まちづくりの計画段階でその環境影響を予測評価する“計画段階アセスメント”制度を導入し（平成15年1月施行）従来¹の事業段階アセスメント制度と一連一体で運用しています。それまでの環境アセスメント制度は、事業を対象としたものでした。事業段階の環境アセスメントは、事業計画がかなりの程度固まってから実施されるものであるため、住民の意見等が適切に事業計画に反映されないという批判がありました。また、長期間にわたって行われる広域的な開発事業についても、アセスメントが個々の事業について行われるため、それらの事業の複合的、累積的な影響に対応することが難しいという課題も指摘されていました。この改正はこれらの改善を目指すものです。

この条例改正では、同時に、手続期間の短縮、一部手続の省略、対象事業の一部緩和等の措置がとられました。



2 計画段階アセスメント

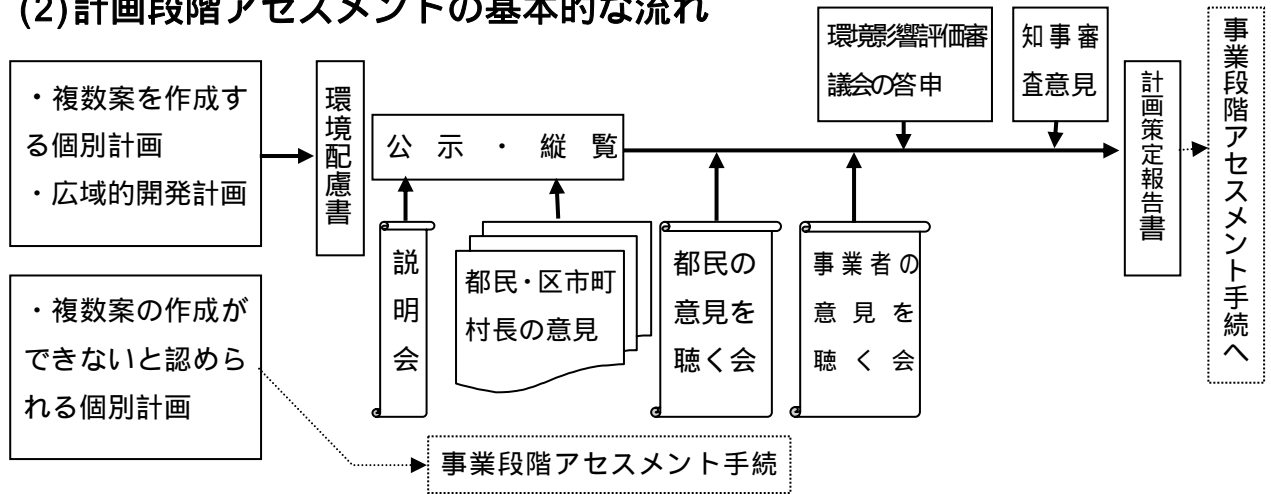
(1) 計画段階アセスメントの対象

個別事業計画：道路の整備計画、鉄道の整備計画など、事業段階アセスメントの対象事業に相当するまちづくり計画が対象となりますが、その対象規模は、原則、事業段階アセスメントの2倍以上となります。

広域的開発計画：原則30㍉以上

当面、対象となるまちづくり計画は、東京都が単独で作成するもののみとなります。

(2) 計画段階アセスメントの基本的な流れ



注1) 計画段階アセスメントを実施した際に、環境配慮書に事業段階アセスメントの調査計画書に相当する内容を記載した場合は、調査計画書を省略できます。

注2) 計画段階アセスメントにおいて、事業段階アセスメントに相当する内容の予測評価を行った場合は、事業段階アセスメントの調査計画書・評価書案手続を省略できる場合があります。

3 事業段階アセスメントの対象事業

<p>環境影響評価法対象事業</p> <p>環境影響評価法の対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、発電所などの13種類の事業です。このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」と定め、環境影響評価の手続を必ず行うこととしています。この「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業を「第二種事業」とし、環境影響評価を行うかどうかを個別に判断します。</p> <p>「第一種事業」の例</p> <p>高速自動車国道（新設：すべて 改築：車線数増加1 km以上）</p> <p>一般国道（新設 / 改築（車線数増加等）：4車線以上・10 km以上）</p> <p>普通鉄道（建設 / 改良10 km以上）</p> <p>土地区画整理事業（100 ㎡以上）</p> <p>「第二種事業」（「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業）の例</p> <p>一般国道（新設 / 改築（車線数増加等）：4車線以上・7.5～10 km未満）</p> <p>普通鉄道（建設 / 改良：7.5～10 km未満）</p> <p>土地区画整理事業（75～100 ㎡未満）</p>	<p>東京都環境影響評価条例対象事業</p> <p>条例の対象となる事業は、道路の新設または改築、鉄道・軌道またはモノレールの建設または改良、高層建築物の新築など26種類あります。なお、法対象となった事業は条例対象から除外されますが、法の第二種事業のうち許認可権者が対象外と判定したものは条例の対象となります。</p> <p>「条例対象事業」の例</p> <p>高速自動車国道・自動車専用道路（新設：すべて 改築：1 km以上）</p> <p>その他の道路（新設 / 改築：4車線以上・1 km以上）（新設 / 改築1 km未満でも対象事業の一部または延長として実施するものは対象）（改築は幅員増加を伴わない場合でも4車線以上になるものは対象）</p> <p>鉄道（新設：すべて 改良（線増含む）：1 km以上）</p> <p>土地区画整理事業（40 ㎡以上（樹林地等を15 ㎡以上含む場合は20 ㎡以上））</p> <p>高層建築物の新築（高さ100m超、延べ面積10万㎡超） 特定の地域（都心・副都心、都市再生緊急整備地域等）の場合は高さ180m超、延べ面積15万㎡超住宅団地の設置（住宅戸数1,500戸以上）</p>
---	---

6 練馬区に関する環境アセスメント対象事業

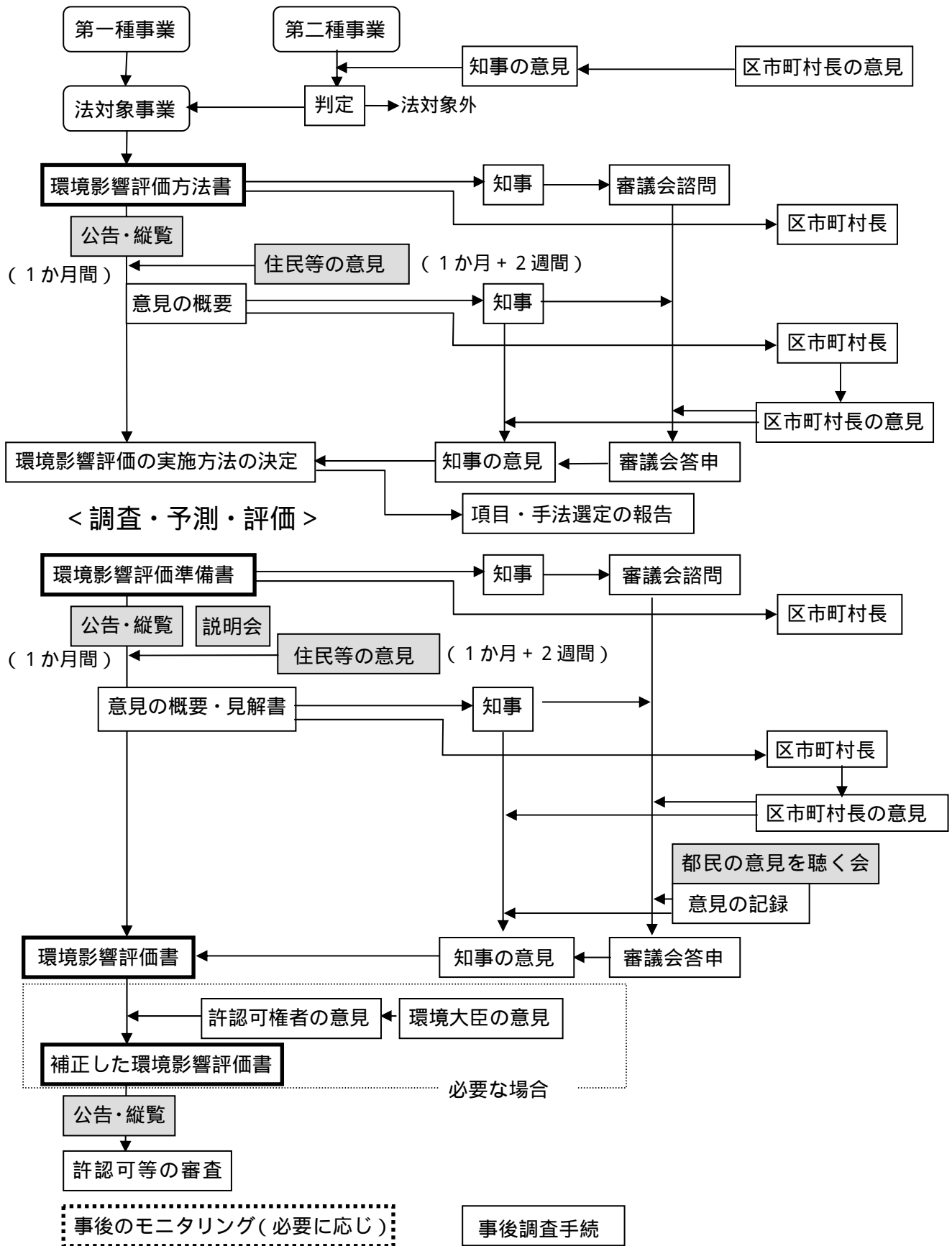
東京都環境影響評価条例による環境アセスメント手続

- 都市高速道路外郭環状線（放射7号線～埼玉県境間）建設事業：昭和60年度＊
- 東京都新都庁舎建設事業：昭和61年度
- 都市高速鉄道第12号線新宿・練馬間建設事業：昭和63年度＊
- 東京ガス新宿超高層ビル（仮称）建設事業：平成元年度
- 東京都市計画道路環状第8号線（練馬区北町～板橋区若木間）建設事業：平成2年度＊
- 初台淀橋街区建設事業：平成3年度
- 西武鉄道新宿線（西武新宿～上石神井間）複々線化事業：平成4年度(7年4月取下げ)＊
- 東京都市計画道路環状第8号線（練馬区南田中～高松間）建設事業：平成5年度＊
- (仮称)日本橋室町二丁目ビル建設事業：平成11年度 平成14年の条例改正により手続中途で対象外
- 東京都市計画道路放射第35号線（練馬区早宮～北町間）建設事業：平成11年度＊
- (仮称)西新宿六丁目西第6地区市街地再開発事業：平成12年度 平成14年度の条例改正により手続中途で対象外
- 西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業：平成13年度
- (仮称)赤坂九丁目地区開発事業：平成14年度
- 西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業：平成15年度＊
- ＊印の事業は、練馬区内に事業地が含まれるもの。

環境影響評価法による環境アセスメント手続

- 都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）建設事業：平成15年度＊
- ＊印の事業は、練馬区内に事業地が含まれるもの。

環境影響評価法による主な手続の流れ（東京都条例による法対象事業手続を含む）



東京都環境影響評価条例による主な手続の流れ

